

# 笹羅ジム入会誓約書

- ① 笹羅ジム(以下、当ジム)はキックボクシングを通じ、地域社会の健康に貢献し、交流を図り、社会教育の一環とし、青少年育成・成人育成を目的とする。
- ② 当ジムの目的に賛同し、当ジムが認めた方を会員とする。会員は当ジムの定める誓約書に従うこと。
- ③ 入会については入会金 10,000 円+当月会費の前納になり、1～15 日に入会の方は当月会費、16～25 日に入会の方は当月会費 70%、26 日以降は翌月会費を支払うこと。
- ④ 月会費は一般男性 9,000 円、一般女性 7,000 円、中高校生 7,000 円、小学生 6,000 円で傷害保険料込みになり、原則として笹羅ジムカードに入会して頂きますが、クレジットが通らない場合は七十七銀行引き落としになり、毎月 27 日に口座から引き落としさせていただきます。2 ヶ月後に引き落としされる為、それまでは現金で支払うこと。月会費は前納になっており、2 ヶ月滞納の場合は請求書を送付、3 ヶ月滞納は退会とする。
- ⑤ 一度納入した費用に関しては理由の如何を問わず、返還要求しない。
- ⑥ 会員は相互の親睦・融和を図り、指導者の指示に従い行動する。
- ⑦ ジムには礼をして出入りし、ジム内でも指導者・会員に対し、礼を心掛け、相手の人格を尊重すること。
- ⑧ 練習生は自分の体力に応じた練習をする。決して、無理はしない。
- ⑨ 選手は上達する為に強い精神力と努力が必要であり、練習は休まず続けること。
- ⑩ 練習中及び試合中などに万が一、事故が生じて損害などを受けても傷害保険の適用以外は当ジムに対し、賠償・責任は一切負わない。
- ⑪ 練習時間は平日 15 時～22 時、土曜 15 時～21 時、日曜・祝日は休みとする。
- ⑫ 休会する場合は所定の休会届けを提出し、休会費を 3,000 円を支払い、休会扱いとする。
- ⑬ 退会する場合は所定の退会届けを提出し、退会と認める。その場合、金融機関への手続き上、退会希望の前月に退会届を提出とする。退会希望の当月に退会届を提出する場合は来月分会費までの支払いとする。電話での退会受付は認めない。尚、未納会費がある場合は退会提出時に精算すること。
- ⑭ 当ジムの所有及び管理物を汚損・毀損・亡失させた場合は、その損害について自己の責任をもって復元する。
- ⑮ 当ジムの駐車場利用の際、盗難及び損傷事故については、当ジムに対し、賠償・責任は一切負わない。
- ⑯ 当ジムは不相当と認めた者は入会・入場を断る場合がある。また、営業中などに風紀を乱す会員については退会して頂く場合がある。
- ⑰ 当ジムはキックボクシングの技術習得・体力筋力増進・ダイエット・精神の鍛錬を目的としている為、反社会的な目的の為にキックボクシングの技術は使用しない。
- ⑱ 以上の事項を守らず、当ジムの品位を欠く言動及び、当ジムへの中傷など名誉を傷つけられた場合は、『退会処分』とする。

氏 名 \_\_\_\_\_ (印) 電話番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_ (印) 電話番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

笹羅ジム会長 笹羅崇裕 殿